

## 答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、令和3年6月16日付けの保護変更決定通知書(以下「本件処分通知書」という。)により請求人に対して行った保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

- 1 請求人は、障害基礎年金1級及び精神障害者保健福祉手帳1級の等級に変化がないことはもとより、精神障害の状態にも変化はない。本件処分当時も少なくとも「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」と認められている。そうである以上、実際に介護を受けているかどうかは別として(実際に介護を受けているかどうかによって、介護の必要性が変わるものではないことは明らかである。)、本件処分当時も「日常生活において常時の介護を必要とする」状態にあったことが、年金等級や精神保健福祉手帳の等級に基づいて、認められるというべきである。

重要なのは、重度障害者加算の算定に当たって要件とされているのは、別表第1に該当するか否かという点のみで、これに加えて主治医意見等に基づいて「日常生活において常時の介護を必要とする」ことを実施機関によって認められることまでは要件とはされていないということである。

- 2 請求人は、令和2年9月頃から令和3年2月頃まで、顕微的多発血管炎や大腿骨壊死によって歩行器を使用しなければならない状態にもあったが、重度障害者加算はこれを理由とするものではなく、あくまで精神障害によるものである。したがって、身体症状の改善は、重度障害者加算削除の理由とはなり得ない。
- 3 処分庁は、主治医に電話連絡したようだが、具体的な聴取内容は明らかでない。適切に聴取していれば、請求人が、日常生活に常時の支援と介助が必要な状態であり、ホームヘルパー訪問看護師の派遣や障害者支援団体による支援を受けているが、病状と障害が高度であるためより多くの支援を要する状態であることを主治医が述べたことは明らかであり、処分庁が、その主治医の見解を適切に確認しなかったことは明白である。主治医は、本件処分後、令和3年9月6日付けの診断書及び令和4年2月26日付けの診療情報提供書において、請求人には常時の介護を要するとしている。

また、処分庁が協議を行った嘱託医は、請求人を直接診察したことがない医師である。また、嘱託医が請求人の医療記録や主治医の見解を確認した事実も認められない。そのような嘱託医と協議したことは、本件処分の根拠になりえない。

あくまで、主治医が障害の回復を認めており、既に認められている障害年金等の認定を覆すに足る十分な証拠があるような極めて例外的な場合に限り、重度障害者加算の削除がなされるべきである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規

定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年10月19日	諮問
令和4年12月 9日	審議（第73回第1部会）
令和5年 1月19日	審議（第74回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法11条1項は、保護の種類として、「生活扶助」（1号）等を挙げている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

#### (2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項により準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行

い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

### (3) 重度障害者加算

保護基準は、別表第1生活扶助基準の中に、各種加算を位置付けており、その1つに障害者加算を挙げている（保護基準別表第1・第2章・2）。

この障害者加算のうち、保護基準別表第1・第2章・2・(3)は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「手当法施行令」という。）別表第1（別紙）に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者については、別に14,880円を算定するものとしている（以下この加算を「重度障害者加算」という。）。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(2)・エ・(ウ)は、保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととしている。

「生活保護運用事例集2017（改訂版）」（平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。令和2年12月改訂。以下「運用事例集」という。）問6-25は、重度障害者加算の認定方法について、重度障害者加算は、手当法施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者について、算定するものとされているとしている。

「別表第1」（別紙）に定められた障害は、身障（身体障害者障害程度等級）の1級及び2級の一部に該当するものであるが、それらの障害は介護の必要性という見地から選定されたものであるから、それらに該当すれば一般的に日常生活において常時の介護を必要とする者ということになるが、常時介護を要すると認められない場合は、主治医や嘱託医等の意見も踏まえて計上しないこと

ができるとする。

#### (4) 局長通知及び運用事例集の位置付け

局長通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法の処理基準である。また、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針である。

## 2 本件処分についての検討

- (1) これを本件についてみると、重度障害者加算は、手当法施行令別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者について算定するとされ(1・(3))、また、常時介護を要すると認められない場合は、主治医や嘱託医等の意見も踏まえて計上しないことができることとされているところ(同)、処分庁は、請求人が重度障害者加算の要件である常時介護を要する状態にあることに疑義が生じたことから、主治医からの聴取及び嘱託医との協議を経た上で、請求人は日常生活において常時介護を必要とする状態にはないと判断し、本件処分を行ったことが認められる。
- (2) しかしながら、請求人が提出した主治医作成の診断書(令和 3 年 9 月 6 日付)においては、「幻聴、被害妄想、思考伝播等の病的体験と易刺激性、疎通障害など高度の精神症状が常に認められ、このため、日常生活に常時の支援と介助が必要な状態です。現在ホームヘルパー訪問看護師が派遣されている他、障害者を支援する団体の支援を受けていますが、病状と障害は高度であるためより多くの支援を要する状態であると認めます。」と記載されている。また、同じく主治医作成の診療情報提供書(令和 4 年 2 月 26 日付)においては、「先に令和 3 年 9 月 6 日付にて診断したとおり、上記の方の病状は、治療抵抗性の重度の精神障害で、常に高度の精神症状が認められます。このため日常生活においては下記のような障害が認められ、常時の介護を要します。①思考伝播や突発性幻声による、行動の中断や途絶が生じる。②被害妄想や迫害的内容の幻声のため激昂し、対人疎通ができなくなる。③興奮が去

ると、無為等の陰性症状が顕わになり、茫として行動できなくなる。」と記載されている。いずれの診断書についても、本件処分後に作成されたものではあるが、上記の記載からは、主治医は、請求人は常時の介護を要する状態にあると判断していることが認められ、かつ、請求人がヘルパー以外にも民間団体等から支援を受けている可能性があることが読み取れる。

短期間に病状の急激な変化など特段の事情も認められないことを踏まえると、本件処分は、請求人の疾患及び日常生活の状態について十分な調査を経ているとは言い難く、その合理性を認めることはできない。

(3) また、本件処分通知書には、「1 保護をきめたわけ」の欄に「重度障害者加算の削除による。」と記載されているが、この記載のみをもって、本件処分の理由を了知することは難しく、理由提示としては不十分であるといわざるを得ない。

(4) 以上のことから、本件処分に際し、処分庁による十分な調査が行われているとはいえないこと及び理由付記が不十分であることから、本件処分は取消しが相当であると考ええる。

処分庁は、請求人の疾患及び日常生活の状態を確認するなどした上で、改めて処分を行うべきである。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)